

令和8年2月分から**6か月間** 水道の基本料金がかかりません

物価高騰対策として、国の「重点支援地方交付金」を活用し、水道の基本料金を6か月間減免します。申請などのお手続きは不要です。

対象期間

令和8年2月～7月分
(3月～8月 お支払い分)

対象者

広尾町と給水契約のある
すべての世帯・事業者
(官公署を除く)

減免内容

対象期間中、**毎月の水道料金から以下の基本料金分を減額**します。
(ご契約の口径は、毎月お届けする検針票をご確認ください。)

● 1か月あたりの水道基本料金 (税込)

上水道区域 (広尾市街・中広尾)			
口径 13mm	1,100円	口径 50mm	6,050円
口径 20mm	1,331円	口径 75mm	8,470円
口径 25mm	1,815円	口径 100mm	12,100円
口径 40mm	3,025円	営農用量水器1基あたり	1,100円

簡易水道・簡易給水区域 (豊似・野塚・音調津・フンベ・美幌)			
一般用	990円	営農用量水器1基あたり	1,100円

* 検針票には通常どおりの金額が表示されますが、
実際のお支払い額は、基本料金分を差し引いた金額となります。

* 4か月に1回検針区域は、次の月数分の基本料を減免します。

- 令和8年 3月お支払い分：1か月分
- 令和8年 7月お支払い分：4か月分
- 令和8年 11月お支払い分：1か月分



水道超過料金 (基本水量を超えた分)、下水道使用料、個別排水使用料は
減免の対象外です。

【お問い合わせ】

広尾町役場 建設水道課上下水道業務係 ☎2-0173